

令和 7 年 2 月 21 日
 西日本高速道路株式会社

長崎県道 11 号(主要地方道佐世保日野松浦線)において発生した 橋桁の転倒事故の原因と再発防止策について

NEXCO西日本九州支社(福岡市博多区、支社長:加治 英希)が進めています西九州自動車道(佐世保道路)の4車線化工事において2月15日(土)に発生した長崎県道11号(主要地方道佐世保日野松浦線)における橋桁の転倒事故の原因および再発防止策についてお知らせいたします。

【事故概要】

1. 発生日時
 令和7年2月15日(土) 午前1時18分頃
2. 事故発生場所
 長崎県佐世保市三浦町(県道11号(主要地方道佐世保日野松浦線))

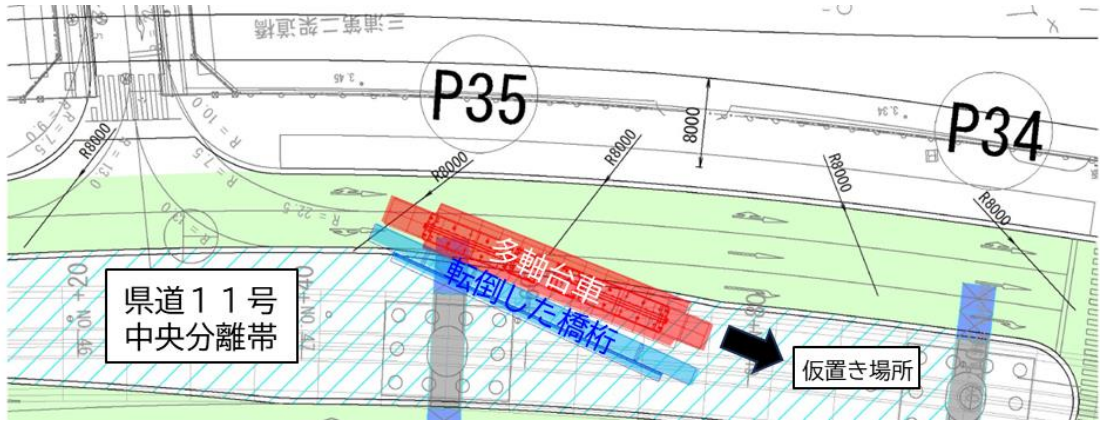


3. 工事名
 令和2年度 佐世保道路 佐世保高架橋(拡幅)工事(その2)
4. 受注者
 エム・エムブリッジ(株)・瀧上工業(株)・(株)富士ピー・エス特定建設工事共同企業体

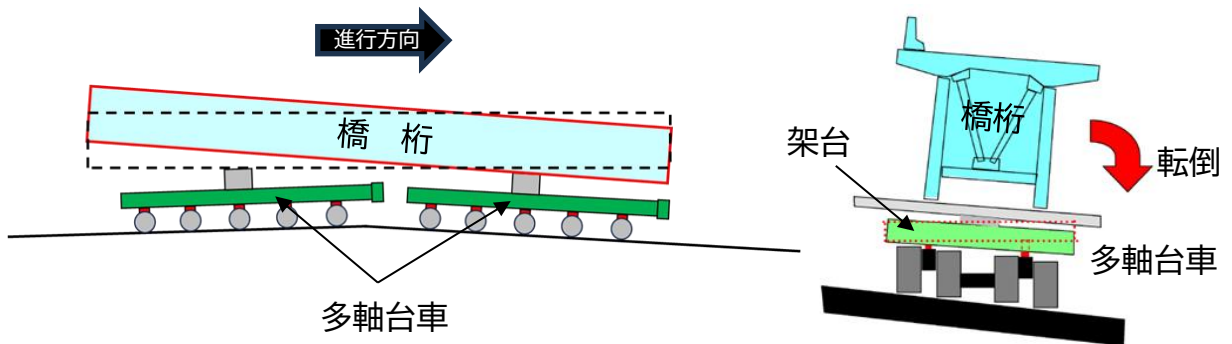
5. 事故発生状況

西九州自動車道(佐世保道路)の4車線化工事で使用する橋桁を組立てた場所から架設現場近くの仮置き場所へ多軸台車で運搬中に、橋桁が台車から県道11号上に転倒したものです。

そのため、当初予定していた2月15日(土)午前6時の通行止め解除遅延は発生しましたが、転倒した橋桁を撤去し、同日午後4時15分に通行止めを解除しました。



事故発生箇所の平面図



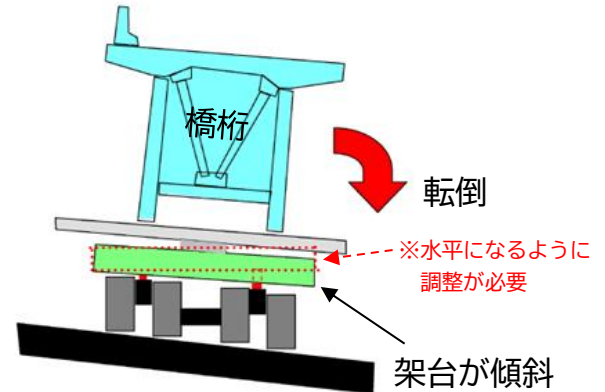
事故発生時の桁運搬状況



事故発生時の状況写真

6. 事故の発生原因

県道 11 号から県道中央分離帯の仮置き場所へ進入する際、路面の勾配が山形に2.0%から4.8%に変化している箇所を通過することとなるため、通過時は多軸台車の架台が水平になるように調整する必要がありますが、架台の水平調整操作が間に合わず、架台が傾斜したことにより架台上の橋桁が転倒したものです。



仮置き場所進入箇所の勾配状況

7. 当該工事における再発防止対策

橋桁の仮置き場所を県道の中央分離帯から佐世保駅付近にある平坦な仮置き場所へと変更し、急な勾配変化点を通さない運搬計画に見直しするとともに、本工事における今後の運搬ルートについては、平坦なルートを通行する計画へと変更します。

なお、路面の勾配が変化する箇所を通行する際には、確実に水平調整が実施できるように、勾配変化点手前での一時停止を義務付け、速度制限を設けるとともに、水平を確認するための水準器及び速度計の監視員を専任で追加配置し、橋桁の運搬を実施します。

今後の工事再開にあたりましては、再発防止対策を含めた現場の安全確認、安全教育を徹底した上で、再開を予定しています。